

行政文書一部公開決定通知書

2 教文第 293 の 2 号  
令和 3 年 2 月 3 日

太田 敏光 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和2年12月25日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡天守閣整備事業基本構想(案)、同概要版(案)(11月4日文化庁出張時資料) (いずれも請求に係るもの)		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和3年 2 月 8 日	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター(市役所西庁舎1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	<p>当該文書については、名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当するため、一部を非公開とします。</p> <p>非公開情報は、名古屋城天守閣木造復元事業についての市の機関内部における検討に関する情報が記載されており、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものです。</p> <p>当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがあります。</p> <p>したがって、当該情報は、市の機関内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、市の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。</p> <p>また、当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、確定したものとして誤解されるおそれがあり、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、該当部分を非公開とする。</p>		



備	考 ＜決定を行った所管課・公所＞ 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268
---	--

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。